

松 山 大 学 論 集
第 35 卷 記 念 号 抜 刷
2 0 2 3 年 12 月 発 行

来意告知 (Knock and Announce) と
緊急状況 (Exigent Circumstances)

—— 合衆国最高裁判例にみる第 4 修正下の合理的捜査 ——

松 田 龍 彦

来意告知 (Knock and Announce) と 緊急状況 (Exigent Circumstances)

—— 合衆国最高裁判例にみる第4修正下の合理的捜査 ——

松 田 龍 彦

1. 本稿のあらまし

来意告知法理 (Knock and Announce Rule) とは、現在合衆国で憲法第4修正の一部をなす、と考えられている法理であり、連邦あるいは州の法執行機関は、ノックを行い、身分を明かした後でないとい私人の自宅に立入ることが許されない、とする原則である。私はこれまでこのテーマにつき2本の論文を上梓した¹⁾が、それ以降の合衆国の判断状況、及び、これに関連する緊急状況 (Exigent Circumstances)、すなわち、来意告知であればそれを行わずとも第4修正違反とならない例外的な状況であり、人の身柄拘束であれば無令状での逮捕を許容する状況であり、場所又は物に対する無令状の捜索・押収を許容する状況である——現在日本ではこれが認められるのは逮捕に伴う場合のみである²⁾——が、これらについての合衆国最高裁の当否の判断を通じて、相当程度明らかになってきている。本稿は、彼らがこの第4修正の規制をどのようなものと捉えているかを、大きく4区分して概観することによって、来意告知、緊急状況、あるいはこれに対応する概念としての日本の令状の事前呈示や緊急逮捕・捜索の当

1) 拙稿「捜索・押収手続での令状の事前呈示と Knock and Announce (来意告知) 法理 —— 日米最高裁判断の比較と検討 ——」法学新報 [中央大学] 111 巻 1・2 号 267 頁 (2004)、及び、「合衆国最高裁の Knock and announce (来意告知) 法理の位置づけについての考察」松山大学論集 32 巻特別号 149 頁 (2021)。

2) 刑事訴訟法第 220 条 1 項及び 3 項、日本国憲法第 35 条。

否につき、理解を深めることを目的とするものである。

2. 前提としての合衆国最高裁判断

—— マップ・ルールと Knock and announce

第4修正は、「不合理な捜索・押収」を禁じている³⁾。なお、この捜索・押収とはその対象に人、物、書類等いずれをも含む概念であるが、連邦と州の二重法域の問題なども絡んで、その不合理な捜査によって得られた証拠の利用については、必ずしも禁止されてはこなかった経緯がある。それを明示的に変更したのが、1961年のマップ⁴⁾である。

警察が爆破事件の被疑者を匿っていると考えた家への立入りを捜索令状なしに求め、申立人が拒否後約半日して、捜索令状だと主張する紙切れを申立人に手渡したが、立入り前の提示はなく、公判にはそもそも提出されなかった。当初警察が目的とした被疑者は発見されず、室内で見つかったポルノ本と写真の所持で申立人は起訴された。

この案件は第1修正——ポルノ所持と表現の自由の争点も存在したが、最終的に合衆国最高裁はこの問題は無関係であると判断し、第4修正問題のみを判断した。

6対3での法廷意見によれば、第4修正に違反して行われた捜索で得られた証拠は、州裁判所では許容されないと宣言し、排除法則を採用するかどうかは州裁判所の裁量に任せるとした1949年のウルフ⁵⁾を変更した。

これにより、憲法違反の活動により入手された証拠は、連邦であれ州であれ公判から排除される、という排除法則の基礎が固められた、といえるが、それ

3) “The right of the people to be secure in their persons, houses, papers, and effects, against unreasonable searches and seizures, shall not be violated, and no Warrants shall issue, but upon probable cause, supported by Oath or affirmation, and particularly describing the place to be searched, and the persons or things to be seized.” Cf. *Boyd v. United States*, 116 U.S. 616 (1886), *Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914).

4) *Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961).

5) *Wolf v. Colorado*, 338 U.S. 25 (1949).

以降も、排除法則の根拠として、憲法違反そのものとするのか、司法が違法活動をした行政機関の活動を認めないことによる廉潔性を保つことを要件とするのか——マップでは言及されている——、違法活動の成果を証拠利用させないことにより、そのような活動を抑止することを目的とするのか、等の考え方が入り乱れた。また、当該違法活動によって得られた証拠から派生する二次証拠、三次証拠の利用をどこまで許容するか、という、所謂毒樹の果実論 (Fruits of Poisonous Tree doctrine) と、それを一定程度抑止するための各種理論、所謂希釈法理 (Attenuation doctrine) や独立入手原法理 (Independent Source doctrine) といった派生法理が絡む内容へと展開していった。これらの課題は極めて興味深い⁶⁾が、紙数の関係で割愛する⁷⁾。少なくとも、この最高裁判断により、捜索活動が憲法違反にあるか否かが当該案件の有罪/無罪のみならず、その後の警察活動を州レベルにまで実質的に規律することに道を開いた。

1995年のウィルソン、97年のリチャーズ、98年のラーミレイズ、2003年のバンクス、06年のハドソン⁷⁾については、既述の論文に示したので詳細は繰り返さないが、ウィルソンは令状を得ていたもののノック・アンド・アナウンスの不履行が問題となり、この不履行は不合理な捜査の要因となりうるものとして差戻しを命じた事案。リチャーズは、ノックなしで立ち入ることのできない捜索令状を発せられていたもののノックなしで捜索を開始し、包括的なノック無し立入り要件の定立は認めなかったものの、証拠破壊の具体的危険は緊急状況を構成するに足る、として捜索を合憲とした事案。ラーミレイズは、ノックなしの立入りの際に、ドアなど私有財産の破壊が起こる場合により高い基準

6) 例えば、柳川重樹「毒樹果実法理の適用と裁判所の証拠排除権限」法学新報 [中央大学] 101 卷 3・4 号 211 頁 (1995)、同「判例が採用する違法収集証拠排除法則についての検討」法学新報 113 卷 11・12 号 69 頁 (2007) 等を参照。

7) *Hudson v. Michigan*, 547 U.S. 586 (2006) については、詳細は前掲注 1 を参照。なお、*Wilson v. Arkansas*, 514 U.S. 927 (1995), *Richards v. Wisconsin*, 520 U.S. 385 (1997), *United States v. Ramirez*, 523 U.S. 65 (1998) については、注 1 及び椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』396~418 頁、松田龍彦及び檀上弘文担当 (2018) を、*United States v. Banks*, 540 U.S. 31 (2003) については、椎橋編『米国刑事判例の動向Ⅶ』438~447 頁、松田龍彦担当 (2020) を併せて参照。

の充足を求めるべきかが問われ、これを否定(他の事案と同様の基準でよいと)した事案。バンクスは、令状入手、ノックの履行はあったが、来意の告知が対象者に届いていないこと及び返答を待つ時間が僅少であったことが争われ、本件薬物事案の特性から緊急状況を肯定した事案。いずれも全員一致の判断である。これに対し、ハドソンはバンクス以上に短時間の待機時間しかなかったため、来意告知違反があったことでは一致するものの、救済としての証拠排除を5対4の僅差で退けた事案であり、ある意味マップ・ルールを排する判断と言える。

3. 無令状の逮捕, 身柄拘束

マップから2年後、1963年のカー⁸⁾では、

- 警官らは、逮捕の夜、薬物の売人と被疑者の待ち合わせを観察したが、それは前夜の売人らと警察官との遭遇と薬物売買を事実上再現したものであった。暗く距離があって警官たちはマリワナの手渡しを見ることはできなかったが、周囲の状況が事実上同一であったため、前夜と同様、薬物売買が行われたとの強い疑いを持つことができた。しかも、申立人の逮捕は、このエピソードひとつに依拠するわけではなく、警官らは追跡を妨害された後、運輸局から被疑者の名前と住所を聞いて別の警官に連絡し、その警官は、以前から信頼性が検証されていた情報提供者からの情報も併せて逮捕に出たのであり、この情報が伝聞であったとしても、正当な理由を立証する上でその役割が失われるわけではない。
- 被疑者のうち1名がマリワナを販売し、売人からマリワナを購入したと考える根拠があったため、州警察は無令状で、合鍵を用いて住居に侵入し、被疑者らを逮捕し、搜索してマリワナ等を押収した。無令状逮捕の合法性は、「警察官の知識の範囲内で、合理的に信頼できる情報を持っていた事

8) Ker v. California, 374 U. S. 23 (1963).

実と状況が、それ自体合理的な逮捕を正当化するのに十分である場合」「犯罪が行われた、または行われているという確信」に至るだけの要因に基づいていなければならない。

- 捜査の合理性は、連邦裁判所に対する監督権の行使とは区別して、事件の事実と状況から、第4修正が定めた「基本的な基準」と、同条を適用した合衆国最高裁の意見に照らして、公判裁判所が実質的な判断を行うべきである。しかし、この認定は、連邦憲法の保障と一致する場合にのみ尊重される。各州は、憲法条項に違反しない限り、「効果的な犯罪捜査と法執行の現実的な要求」を満たすために逮捕、搜索、押収を管理する作業規則を策定することも、主張適格を定めることも認められる。

と最高裁は判示し、補足意見付きながら全員一致で、薬物取引の現場を押さえておらずとも、無令状での逮捕を認めるという結論となった。

一方、同年のウォン・サン⁹⁾では、連邦控訴裁は、申立人らの無令状逮捕を違法としたが、逮捕時の供述、その後の第三者による証拠物の提示、法廷での罪状認否時に無署名ながら供述がなされたこと、等を理由として有罪判断を確認したのであるが、最高裁は5対4の僅差ながら破棄し、差戻した。

- 無令状逮捕に際しては、少なくとも逮捕状を請求するに足るだけの合理的な嫌疑が存する必要があるが、本件記録によれば、その根拠となった情報はあまりにも曖昧であり、逮捕状を発行する相当な理由と認めるにはあまりにも未検証の情報源からもたらされたものであった。これまで一度も価値ある情報提供をしたことのない情報提供者から、「街路のどこかにあるクリーニング店で、1オンスのヘロインが販売された」という程度の物でしかなく、被告人と結びつくものでもなかったからである。逮捕には合理的な理由も相当な理由もなかった。この欠陥は、早朝に申立人自宅のドアを訪れたと思われる客が麻薬捜査官であることを明らかにした際に逃走し

9) *Wong Sun v. United States*, 371 U. S. 471 (1963).

たという事実によっても治癒されない。

- 逮捕時の供述、第三者提示の証拠物も排除される。罪状認否後の被告人の無署名供述は、逮捕の違法を希釈しており、毒樹の果実ではないため、証拠として許容されうるが、共同被告人に関しては補強証拠を欠くため有罪とはできない。

1976年のワトソン¹⁰⁾では、郵便監査官が、信頼性の高い情報提供者から、被疑者が情報提供者に渡した盗難クレジットカードを受け取った。数日後に情報提供者と被疑者が会うことになり、レストランで監査官は被疑者を逮捕し、ミランダ警告を与えた後、被疑者の身体を送検したが効を奏せず、同意を得て自動車を搜索し、カードが発見された。公判では排除申立ては却下され、被告人は有罪判決を受けたが、控訴裁は、逮捕状を取る理由があり、時間的余裕があったにもかかわらず逮捕状を取得しなかった行為を違憲とし、証拠排除により判断を覆した。

最高裁は、6対2でこの判断を破棄し、この逮捕は、正当な理由に基づき、郵便職員が法令を厳格に遵守して行ったもので、第4修正違反はなく、車内搜索への同意も違法な逮捕の産物ではない、と判断した。これにより、「公の場所」での無令状逮捕は、仮に取得の時間的余裕があったとしても合法的理由があれば許されるとの法理が広まった。

後述の搜索の場面でも同様ではあるが、公の場所と自宅での法執行を峻別する傾向がアメリカでは相当に強いことをワトソンは示している。また、カーやウォン・サンが示すように、日本に比べて逮捕要件は緩く、カーと同じ条件では日本で緊急逮捕が認められるかどうか怪しい。その分、逮捕をあくまで「一時的身柄拘束」としか見ず、拘束継続が厳しく保釈も認められやすくする傾向によりバランスを取っているのであろう。

10) United States v. Watson, 423 U. S. 411 (1976).

4. 逮捕に伴う無令状の搜索・押収

マップ以前の事案ではあるが、1950年のラビノヴィッツ¹¹⁾では、郵便切手偽造の疑いで、警察官らは被疑者の逮捕令状を入手したが、搜索令状は入手しなかった。被疑者を勤務先で逮捕した際、机、金庫、書類棚を搜索し、573枚の偽造切手を押収し、この搜索の合理性が問題となった。

- 何が合理的な捜査であるかは、固定された公式によって決定されるべきではなく、それぞれのケースの事実と状況の中で見出されなければならない。
- 本件での搜索と押収は、有効な逮捕に付随したものであり、搜索の場所は、ビジネスルームであり、部屋は狭く、被疑者の完全な管理下にあり、搜索は不法な目的に使用された部屋に限定され、偽造切手の所持は犯罪である。等の理由から合衆国最高裁は、5対3で合理的な搜索と判断し、それまでの搜索令状入手可能性がある場合の無令状搜索を禁じるトルピアノー¹²⁾を変更した。

1969年、シーメル¹³⁾では、強盗罪での逮捕令状を持って申立人宅を訪れ、逮捕状執行に伴い、宅内を徹底的に搜索し、後に有罪判決に使用された多くの他犯罪の物品が発見された。州裁判所は有罪判決を支持した。

合衆国最高裁は6対2でこの有罪判断を覆し、警察は逮捕者の身辺やその周辺を搜索し、証拠を押収することは合理的に可能であるが、搜索令状なしに家全体を物色することは禁じられている。「逮捕に伴う」搜索は、被疑者の直接的な管理範囲内に限定されるとした。

この判断も長らく引用され続けることとなる。

1980年のローリングス¹⁴⁾では、別人の逮捕状を所持した警察官が住居に到

11) *United States v. Rabinowitz*, 339 U. S. 56 (1950).

12) *Trupiano v. United States*, 334 U. S. 699 (1948).

13) *Chimel v. California*, 395 U. S. 752 (1969).

14) *Rawlings v. Kentucky*, 448 U. S. 98 (1980).

着したとき、その家のもう1人の住人Cと、申立人Rを含む4人の訪問者がいた。警察は逮捕状対象者の捕捉に失敗したが、探索中、数人の警官がマリワナの煙を嗅ぎ、種を見つけた。警官のうち2人は搜索令状を取るためにその場を離れ、他の警官は居住者を一時拘束し、身体検査に同意した場合にのみ退去を許可した。約45分後、警官は搜索令状を持って戻り、申立人を含む残りの居住者に令状が読み上げられ、ミランダ警告が与えられた。居住者の1人であるCは、州法で規制されている薬物が入っていた財布を空にするよう命じられた。Cは警官の命令に応じて近くに立っていた申立人Rに「自分のものを取れ」と言い、申立人は麻薬の所有権を主張した。警官が申立人を搜索し、現金とナイフを発見し、申立人は正式に逮捕された。申立人は、(Cの財布から回収された)薬物の販売目的所持で起訴され、州公判裁判所は、証拠と供述内容の排除を求める申立てを却下した。申立人の有罪判決は州控訴裁、州最高裁が支持した。

合衆国最高裁もこの判断を7対2で確認した。

- 財布に正当なプライバシーへの期待を抱いていたことを証明する責任を申立人が果たしていないとする結論は、聴聞手続において、政府の侵入が財布には及ばないとは考えていなかったという申立人の自白を含む記録によって支持される。また申立人は、単に財布の中の麻薬の所有権を主張しただけで、プライバシーの期待に関係なく、搜索に異議を申立てる権利はなかった。麻薬の所有権は考慮されるべき事実の一つであるが、財産法の「難解な」概念は第4修正の保護を主張する能力を左右するものではない。
- 本件状況下——ミランダ警告がなされたこと、申立人が拘束されてから自白するまでの時間が短かったことは、その間の家の「和やかな雰囲気」によって凌駕されたこと、自白はCの財布の中に麻薬が発見されたことに対する自発的な反応であったことが明らかであること、警察の行為は申立人の自白を予防的に排除しなければならないような意識的または悪質な不

正行為のレベルには達していないこと、申立人は自白が自発的なもの以外の何ものでもないと主張していないこと——では、州は、警察が搜索令状を取得する間、申立人とその仲間を家に拘束したことが、第4及び第14修正に違反したと仮定した場合であっても、申立人の警察に対する麻薬の所有を認める供述が、拘束の違法性に影響されない自由意志による行為であることを示している。

- 金銭とナイフを発見した申立人の所持品検査は、正式逮捕に付随するものとして有効である。Cの財布から発見された麻薬の所有権を認めた時点で、警察には彼を逮捕する正当な理由があり、逮捕が申立人の身辺搜索後すぐに行われた場合、搜索が逮捕に先行したことは重要ではない。

翌1981年のベルトン¹⁵⁾では、速度超過で停止された自動車の中からマリワナ臭がしたため、警官は乗員に車から降りるよう指示し、マリワナ所持で逮捕した後、車内と一人一人を調べた後、被疑者の上着からコケインを発見した。州控訴裁は搜索と押収の合憲性を支持したが、州最上級裁はシーメルに依拠してこれを破棄した。

最高裁は、被疑者の上着の搜索は合法的な逮捕に付随する搜索であり、上着は車の客室内にあり、シーメルにいう「被逮捕者の直接の管理下」にあった。このような状況では、警察は車の乗員室を搜索することができるだけでなく、乗員室で発見された容器の中身を、開閉にかかわらず搜索することが許される。合法的な身柄拘束による逮捕が、被逮捕者が持ちうるプライバシー上の利益の侵害を正当化するから、この搜索は第4及び第14修正に違反しない、と述べて、6対3で州の判断を覆した。この判断の補足意見で述べられた「自動車例外」という用語も法理として確立していく。

時代が下り2009年のガント¹⁶⁾では、免許停止中の運転容疑で被申立人が逮捕され、パトカーに移された後、車を搜索され、その後上着のポケットからコ

15) New York v. Belton, 453 U. S. 454 (1981).

16) Arizona v. Gant, 556 U. S. 332 (2009).

ケインが発見された。州裁判所は、証拠排除の申立てを却下し、彼は薬物犯罪で有罪判決を受けた。州最高裁は、本件はベルトンとは区別され、シーメルのいう法執行の利益にも当てはまらないためこの捜索を不合理と判断した。

最高裁は5対4の僅差ながら、この判断を確認した。

- 警察は、被逮捕者が捜索時に車両に接近する可能性があると考えるのが合理的な場合、または車両に被逮捕犯罪の証拠が存すると考えるのが合理的な場合に限り、直近の乗員の逮捕に付随して車両の客室内を捜索することが許される。捜索時に被逮捕者が車両に立ち入る可能性がない場合であっても、直近の乗員逮捕に伴う車両捜索を許可する、という *Belton* の拡大解釈は否定すべきで、自動車という状況に特有の事情も、被逮捕犯罪に関連する証拠が車内で発見される可能性があると思えるに足る合理的な理由がある場合にのみ、捜索を正当化する。本件の捜索はどの要件も欠けているので捜索は合理的と認められない。

2013年のマクニーリー¹⁷⁾では、被申立人は、スピード違反等で停止させられ、血中アルコール濃度（BAC）測定のための呼気検査を拒否した後逮捕され、近くの病院に捜索令状なしで連行された。同意を拒否したまま血液検査がなされ、結果飲酒運転で起訴された。公判では、アルコールが放散することを除けば、緊急状況を示唆する状況がないため、令状要件の例外は適用されないと結論づけられた。州最高裁もシュマーバー¹⁸⁾に依拠しつつ、日常的な飲酒運転の捜査であり、血中アルコールの自然発散以外に緊急状況を示す要素はないと判断した。

最高裁も僅差（5対4、多数意見構成されず）ながら大筋でこの判断を確認

17) *Missouri v. McNeely*, 569 U. S. 141 (2013).

18) *Schmerber v. California*, 384 U. S. 757 (1966). 病院で事故による傷害治療中に警察官が医師に血液サンプルの採取を命じ、結果飲酒運転により逮捕され、有罪判決を受けた案件で、血液サンプルは第5修正の自己負罪拒否特権の対象となるかが争われ、強要された証言でもコミュニケーションでもない物証は、その対象とならない、と僅差、5対4ながら判断された。

した。

- 緊急状況があるか否かは総合的判断を要する。シュマーバーではアルコール濃度低下の他、負傷した被疑者を病院に搬送し事故現場を調査する間に検査が遅れたことなども考慮して無令状の血液検査を肯定した。
- 州は、BACの証拠は本質的に消えやすいものであるため、人が飲酒運転をしていると信じるに足る十分な理由が警官にある場合には、緊急事態が必ず存在すると主張し、それ自体のルール化を求めているが、飲酒運転の捜査において、捜査の効果を著しく損なうことなく、血液サンプルを採取させる前に令状を取ることが合理的に可能な場合、第4修正はそうすることを義務付けており、「過度の一般化」を受け入れるべき理由ではない。

物のプライバシーと人のそれとは異なることと、そのために要件も異なることを強調はしているものの、いざ無令状で、日本風にいえば「強制処分」が許容されるための要件はほぼ共通で、逮捕に準じてやはり緩い印象を受ける。犯罪捜査規範の考え方にもよるが日本ではトルピアエーノの変更はまず考えられないし、シーメルのように逮捕を口実とする別罪証拠の捜索には慎重ではあったり、自動車例外を認めたベルトン、それを愚直に守ろうとしたといっているガントや後述のコリンズ等の、車両の特性に応じたプライバシーという理念は十分尊重に値すると思うが、ブレイン・ビュー法理は認めるというのは何か歪な、いわば、準備の整わない「頭の悪い」犯罪者には対処できても、——ローリングスはその典型である——法の裏を読む「ずる賢い」それには対処が難しいような方向性に思われる。

なお、マクニーリーはアルコールの発散について、日本の裁判例¹⁹⁾と軌を一にするようにも思われる。比較的法定刑が軽い犯罪に特有の考え方、ということなのであろうが、重大事故の防止という観点が些か軽視されている印象を

19) 例えば、意識を失った事故車運転者の強制採血を否定した、仙台高判昭和47年1月25日刑裁月報4巻1号14頁、高松高判昭和61年6月18日判時1214号142頁等。

拭えないことは示しておこう。

5. 無令状の侵入と捜索・押収

1967年のヘイドン²⁰⁾では、警官が到着するわずか数分前に、重罪犯の被疑者が武装して家に侵入しており、これを継続的に追跡 (hot pursuit) して家中に侵入することは緊急状況があるとして、令状なしの侵入と捜索を6対3で許容した。

なお、この事件は、かつて確立された mere evidence rule —— 証拠価値しかない物品の押収を禁止し、犯罪に用いられた器具、果実、または禁制品の押収のみを認めるという区別 ——²¹⁾ を、前年のシュマーバー²²⁾ と併せて変更したことで著名である。

翌1968年、サッバス²³⁾では、税関職員が国境で補足したコケインの運び屋の「配達を手配」し、目標のアパートに入った直後、税関職員は令状なしにドアをノックし、数秒待った後、何の応答もなく、鍵のかかかっていないドアを開けて中に入った。彼らは本件申立人を逮捕し、アパートを捜索し、コケインとその他の物品を発見・押収した。

公判裁判所はこれら証拠を許容して有罪判決を下し、連邦控訴裁は、「捜査官は、その権限と目的を告知した後、入室を拒否された場合、または自分自身もしくは自分を助ける者を解放するために必要な場合、令状を執行するために、家屋の外扉もしくは内扉、または窓を破ることができる」と規定する合衆国法3109条の意味において、「権限と目的」を事前に告知する必要はなかったと判示した。

これに対し最高裁は、8対1の判断で、

- 無令状逮捕を執行するための連邦捜査官の立入りの有効性は、令状執行の

20) *Warden v. Hayden*, 387 U. S. 294 (1967).

21) Cf. *Gouled v. United States*, 255 U. S. 298 (1921).

22) *Schmerber*, 注18を参照。

23) *Sabbath v. United States*, 391 U. S. 585 (1968).

ための立ち入りを扱う連邦法と同一の基準によって検証されなければならない。

- 3109 条は、コモン・ローのノック・アンド・アナウンスルールを成文化したものであり、基本的に、閉ざされているが鍵のかかっていないドアを開けることを含む、住居への予告なしの侵入を禁止している。
- 緊急状況が 3109 条の遵守を免責するかどうかは別として、本件では、申立人が武装している、あるいは逮捕に抵抗する可能性がある、あるいは「運び屋」に危険が迫っていると想定する根拠が捜査官になかったため、本件では緊急状況はなかった。

として破棄・差戻しを命じた。

1980 年のペイトン²⁴⁾では、重罪逮捕のために、警察官が無令状で私邸に立入ることを日常的に許可するニューヨーク州法の合憲性が争われた。

最高裁は、憲法第 14 修正によって州にも適用されるようになった第 4 修正は、重罪逮捕のために、警察が無令状かつ同意無しで被疑者の自宅に立入ることを禁じていると判示した。

- 自宅で逮捕されることは、すべての逮捕に付随する侵害であるだけでなく、自宅の神聖さに対する侵害でもあり、たとえそれが法的権限に基づいて行われ、正当な理由が存在する場合であっても、緊急の事情がない限り、令状なしに許可するにはあまりにも重大な侵害である。財産の差し押さえにも人の差し押さえにも等しく適用される観点から、第 4 修正は家の入り口に確固たる線を引いている。緊急の事情がない限り、令状なしにその敷居を越えることはできない。
- 公共の場所での無令状逮捕を支持する判断は、家庭のプライバシーへの無令状の侵害には適用されない。令状なしの自宅逮捕に関するコモンロー上の規則は、公共の場での逮捕に関する規則ほど明確ではなかった。憲法

24) *Payton v. New York*, 445 U. S. 573 (1980).

起草者たちに見えた権威の重みは、自宅逮捕には令状が必要であるか、最低でも令状なしで進めることには相当なリスクがあるということであった。この問題について立場を表明している州の大多数は、緊急状況がない場合であっても令状なしの自宅逮捕を認めているが、明らかに減少傾向にある。

と述べて、逮捕状無しでの「自宅内緊急逮捕」を原則違憲とする一方、

- 第4修正の目的上、相当な理由に基づく逮捕状は、容疑者が居住する住居内にいると信じるに足る理由がある場合に、容疑者が居住する住居に立ち入る限定的な権限を暗黙のうちに伴う。

とも説示した。

翌1981年のスティーガルト²⁵⁾は、逮捕令状のみを携行して第三者宅へ赴いた麻薬捜査官が、第三者宅で被疑者を発見出来なかった一方、住居内でコケインを発見し、これをもとに再度捜索令状を入手してコケインを押収し、住居主を逮捕・起訴した事案である。

最高裁は、証拠排除申立てを却下した連邦地裁・控訴裁の判断を7対2で破棄して、以下のように述べた。

- 令状の目的は、中立の司法官憲に捜査の実体要件充足を判断させることにある。逮捕と捜索では実体要件の内容が異なるので、本件逮捕状では、逮捕状記載者に対する逮捕相当理由は担保されているが、申立人の住居に被疑者が存在する相当理由があるかには及んでおらず、したがって、申立人が不合理な捜索・押収を受けないとするプライバシーの利益についての保護は審査されておらず、個人の住居への立入りを正当化するのに十分ではない。
- 本件捜査手法を正当化すると、一般令状の禁止という、第4修正の目的の一つが掘り崩され、捜索場所について捜査官憲の無制約な裁量に服させる

25) *Stegald v. United States*, 451 U. S. 204 (1981).

ことになりかねない。

2001年のマッカーサー²⁶⁾では、警官らは、本件被申立人が自宅にマリワナを隠匿したと考える相当な理由があり、捜索令状を取得するまでの約2時間にわたり、被申立人が警官の付き添いなしで自宅に入ることを妨害した。その後、警官らは麻薬道具とマリワナを発見し、逮捕した。被申立人はそれらの品物の所持(軽罪)起訴された。被申立人は、同伴者のいない自宅への立入り拒否の「結果」を違法として証拠排除を申立て、州公判裁判所は申立てを認め、州控訴裁も確認した。

最高裁は、8対1でこれを覆した。

- 本件での侵入の性質と法執行機関の利益を考慮すると、建物の短期間の押収は第4修正の下で許容される。特に差し迫った、または緊急の法執行の必要性という説得的な主張が含まれ、さらに、問題となっている制限は、その必要性に合わせて調整されており、時間と範囲が制限され、それ自体重大な住宅への(警察官の)侵入の回避も含まれる。したがって、裁判所は、自動的な不合理性の原則ではなく、プライバシー関連と法執行関連の懸念のバランスをとって、ここでの侵入が合理的かどうかを判断する必要がある。
- 警察には被申立人宅に犯罪の証拠と違法薬物が保管されていると考える相当理由があった。彼らが制止しない限り、令状を取得するまでに麻薬が廃棄される相当理由があった。さらに、彼らは、無令状の立入りや逮捕を回避し、被申立人が単独で自宅に入るのを防ぐことにより、法執行機関のニーズと個人のプライバシーの要求を調和させる合理的な努力をした。最後に、彼らはその制限期間を、令状取得に必要な短時間に限定した。
- この結論は、ウェルシュ²⁷⁾とは異なるが、セグラ²⁸⁾等の判例法に重要な

26) *Illinois v. McArthur*, 531 U.S. 326 (2001).

27) *Welsh v. Wisconsin*, 466 U.S. 74 (1984). 非刑事、非身柄拘束刑対象の交通犯罪で、夜間に、無令状で家宅に侵入し逮捕することを第4修正違反とした事案。

裏付けがある。

2006年のステュアート²⁹⁾では、深夜大声でパーティーをしているとの通報を受けた警察は、網戸を開け存在を告げたが騒ぎの中で気づかれず、警官が台所に入り、再び大声で叫んで初めて気づかれた。公判裁判所は、無令状立入りは第4修正に違反するとして、警官が家に立入った後に得られたすべての証拠の排除を認め、州控訴裁はこれを支持した。州最高裁は、室内での少年の乱闘程度では、負傷または死亡の恐れがある意識不明者、半意識不明者、行方不明者が家にいるという客観的かつ合理的な確信を生じさせないため、「緊急援助法理」を発動するには不十分であり、警官は負傷した成人を助けようとしていないので、緊急状況には該当しないとした。

最高裁は、全員一致で本件を破棄・差戻した。

- 立入りの合理性を評価する際には、個々の警官の主観的動機を考慮すべきである、という主張は繰り返し退けられてきた。警官らが被疑者人を逮捕して証拠を集めるために台所に立入ったのか、負傷者を助けるために立入ったのかは問題ではない。
- 本件状況で、警官らが到着したときの家の騒ぎを考えれば、玄関のドアをノックしても無駄であることは明らかで、台所で観察された騒ぎを考慮すれば、負傷した成人が助けを必要としている可能性があり、暴力が用いられていると考える客観的かつ合理的な根拠が警官にはあった。第4修正のノック・アンド・アナウンス・ルールに違反しておらず、合理的な立入りであった。

2011年のキング³⁰⁾では、警官が麻薬の売人と思われる男を追ってアパート

28) *Segura v. United States*, 468 U. S. 796 (1984). 麻薬捜査官が申立人の情報及び大きな荷物を運んでいるところを見て逮捕した後、搜索令状が出るまでの1日弱、別人物の逮捕にともない家屋を封鎖して令状到着後押収した事案で、独立入手原法理に依り排除を正当化しなかった。

29) *Brigham City v. Stuart*, 547 U. S. 398 (2006).

30) *Kentucky v. King*, 563 U. S. 452 (2011).

に入ると、ドアの外からマリワナの臭いがしたので、大声でノックし、自分たちの存在を告げた。ノックを始めるとすぐに物音が聞こえたので、警官はこの物音が証拠隠滅につながると考えて、立入りを告げ、ドアを蹴破り、被疑者らを発見した。警官がアパートを捜索中、麻薬が視界に入り、その後の捜索で別証拠を発見した。

連邦控訴裁は、証拠隠滅を防ぐ必要性があって無令状立入りを正当化するとし、証拠排除申立てを却下した。公判では有罪評決され、州控訴裁はこの判断を支持したが、州最高裁は緊急事態が存在することを前提としつつ、警察は、自らの行為が、居住者が証拠を隠滅しようとすることを予見していたはずだから、という理由で捜索を不合理なものとし、有罪判断を破棄した。

最高裁は、8対1でこれを覆した。

- 下級裁判所が緊急状況の例外として発展させてきた「警察が作出した緊急状況」テストでは、例えば、警察が「(彼らの) 捜査戦術が緊急事態を作り出すことが合理的に予見可能であった」場合には、無令状の捜査は正当化されない。しかし、警察が不当に緊急事態を作り出したと判断するためのテストについては、下級審の合意は得られていない。本件州最高裁を含むいくつかの裁判所は、いくつかの追加的な要件を課しているが、このような要件は不健全である。
- 無令状捜索は、令状要件を免除することが、第4修正の意味において合理的である状況にある場合に認められる。したがって、緊急状況の例外は、「差し迫った証拠隠滅を防ぐ」必要性があり、警察が第4修正に違反する行為に関与したり、関与すると脅したりすることによって緊急状況を作出しなかった場合にも適用される。同様のアプローチは、無令状の捜索をめぐる他の事件でも取られている。
- 緊急状況が存在したかどうかについての疑問は、州最高裁が差戻しで解決するのがよいが、仮に緊急事態が存在したと仮定すると、ドアを叩いて存在を知らせた警官の行為は、第4修正に完全に合致している。

2018年のコリンズ³¹⁾では、特徴的なオートバイが関係する2件の交通事件の捜査中、それが盗難車であり、申立人が所持している可能性が高いことを知り、警官らは申立人のSNSに、その車両がある家の私道に駐車されている写真を発見し、車でその家まで行った。そこから、写真と同じ場所に駐車された、防水シートの下のオートバイらしきものが見えた。捜索令状なしに警官らは防水シートを外し、ナンバーと車両識別番号を調べて盗難車であることを確認し、覆われていないオートバイの写真を撮り、防水シートをかけ直し、申立人の帰宅後彼を逮捕した。証拠排除を求める申立てを公判裁判所は却下し、盗品受領の罪で有罪判決を下した。州控訴裁、州最高裁も、無令状捜索は自動車の例外の下で正当化されるとした。

最高裁は、8対1でこれを覆し、差戻した。本件を自動車例外と、自宅領域保護の双方の問題の交差点としつつ、

- 自動車例外は、「自動車の迅速な移動性」と「公道を走行可能な車両に対する広範な規制」故に認められるもので、先例は家屋には適用されないことを強調してきている。オートバイが駐車され、その後捜索された私道の一部は敷地内である。
- 自動車の例外は自動車そのものより先には及ばないため、警察官の敷地内への侵入を正当化することはできない。先例には、自動車例外が、令状なしに車両にアクセスするために自宅やその敷地に立ち入る権利を警官に与えることを示唆するものはない。このように例外を拡張すると、自宅とその敷地に与えられている第4修正の保護の中核を過小評価することになる。

サッパスはノック・アンド・アナウンスの判例としては古すぎるが、ペイトンなどと軌を一にし、前述のように自宅への侵入を「緊急状況」、やむにやま

31) Collins v. Virginia 584 U. S. (2018).

れぬ理由なしでは認めない、というのはやはり伝統的思考なのであろう。なお、スティーガルトのような状況で、被疑者を逮捕した場合に同様の搜索を認めない判断になるかは怪しいものの、令状が必要ないと安易に認めないからこそ、マッカーサー等での実質的な現場凍結 (Inpoundment) が運用されるようになったということになる。また、キングで否定された「警察が作出した緊急状況」テストも、制限を厳格にしようとする司法と、何とか運用を工夫する法執行機関のいたちごっこの産物の感が強く、ダイナミックな法運用を実感する。

6. 逮捕・搜索・押収に至らない停止・捜検・その他の拘束

1968年のテリー³²⁾では、刑事が長年パトロールしていた街角で、2人の男が「仕事の下見や強盗」をしているのではないかと疑い、2人の後をつけたところ、2、3ブロック先の店の前で3人目の男と再び合流するのを目撃した。警官であることを名乗り、名前を尋ねた後、明確な同意のないまま、彼らのオーバーをさぐり、一人のコートの内ポケットにピストルを見つけたが取り出せなかったため、3人を店内に入れ、オーバーコートを脱がせ、ピストルを取り出してホールドアップし、他の被疑者からも銃を探り出し、押収した。

- 警察官が個人に声をかけ、立ち去る自由を拘束するときはいつでも、第4修正の意味において、その人を「押収」したことになる。武器を見つけようとして人の衣服の外側を注意深く調べることは、第4修正に基づく「搜索」である。

と判断し、第4修正が、逮捕に至らない Stop and Frisk —— 停止・質問と捜検 —— にも適用されるとした上で、

- 合理的に慎重な警官が、ある状況において、自己または他者の安全が危険にさらされていると信じるに足る正当な理由がある場合、その警官は、その個人を犯罪で逮捕する正当な理由があるかどうかや、その個人が武装し

32) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968).

ているという絶対的な確信があるかどうかにかかわらず、その個人が武装しており危険であると信じる人の武器について、合理的な捜索を行うことができる。

警察は、捜索・押収を行うために、可能な限り令状を入手しなければならないが、巡回中の警官のその場での観察に基づく迅速な行動が要求される場合には、その手続きに従うことを要しない。この捜索・押収の合理性は、特定の状況に照らして、合理的な警戒心を持つ者が、その行動が適切であったと信じるに値するかどうかという基準に照らして評価されなければならない。

本件で警官が申立人とその仲間に接近することは、不審な行為を調査するという正当な職務遂行であり、至近距離で不審な行動を調査している人物が武装していると信じるに足る警官は、身体的危害の脅威を無力化するために、その人物が武器を携帯しているかどうかを確認するために必要な措置を取ることが許される。逮捕の正当な理由がない場合の武器の捜索は、状況の緊急性によって厳格に制限されなければならないが、逮捕を正当化する情報を得る前に、危険の合理的な恐れがある場合、警官は逮捕に至らない範囲で侵入を行うことが許される。

- 警官が行った申立人とその同伴者に対する保護的な押収と限定的な捜索は、その開始時と実施時の両方において合理的であった。申立人とその仲間の行動は、彼らが昼間の強盗を企て、武装していたという警官の仮説と一致していた。警官の捜索は、彼らが武装しているかどうかを判断するために最低限必要なものに限られており、また、自分自身と近くにいる他の人を守るためだけに行われた侵入は、武器の存在を確認することに限られていた。

以上の理由から最高裁は8対1にて、押収されたりボルバーを証拠として許容した。この「逮捕に至らない停止」は、後に「テリー・ストップ」と呼ばれるようになる。

1981年のサマーズ³³⁾では、捜索令状を執行していた警察官が、玄関の階段

を下りてきた被疑者に遭遇したため、協力を要請し、捜索の間被疑者を拘束した。麻薬を発見し、被疑者がこの家を所有していることを確認した後、警察は被疑者を逮捕し、身辺を捜索したところ、コートポケットからヘロインを発見した。身辺にあったヘロインの所持で起訴された被疑者は、ヘロインは第4修正に違反する違法な捜査の産物であるとして、その排除を申立て、州裁判所はいずれもこれを支持した。

最高裁は、この結論を6対3で覆した。

- 被疑者の最初の拘束は憲法上「押収」であり、正当な理由の裏付けがないと仮定されるが、身辺の不当な押収から保護されるという憲法上の権利には反していない。第4修正の目的上、正当な理由に基づく禁制品の捜索令状は、適切な捜索が行われる間、その敷地の居住者を拘束する限定的な権限を暗黙のうちに伴う。被疑者を逮捕する正当な理由を立証する証拠が発見されるまで、被疑者に再入室と家に留まることを要求することは合法であったので、その後の被疑者の逮捕とそれに付随する捜索は憲法上許される。

2000年のJ.L.³⁴⁾では、匿名の情報提供者が、特定のバス停に立っているチェック柄のシャツを着た若い黒人男性が銃を持っていると警察に通報した後、警察官がそのバス停付近で3人の黒人男性を目撃し、うち1名、本件被申立人はチェック柄のシャツを着ていた。密告を除き、警官らは3人のいずれも違法行為を疑う理由がなく、警察官らは銃器を目撃したり、異常な動きを観察したりしていない。警官の一人が申立人を捜検し、ポケットから銃を押収した。被申立人は無免許の銃器隠匿所持及び法定年齢未満での銃器所持罪で起訴された。公判裁判所は銃器の証拠排除を求める申立てを認め、控訴裁はこれを覆したが、州最高裁はさらに決定を破棄し、第4修正に基づき捜索は非合法と判断した。

33) *Michigan v. Summers*, 452 U. S. 692 (1981).

34) *Florida v. J. L.*, 529 U. S. 266 (2000).

最高裁は全員一致で原判断を確認した。理由として、

- ある者が銃を所持しているという匿名の情報だけで、それ以上の情報がなければ、警察官がその者を呼び止めて捜検することを正当化するのに十分ではない。テリーと異なり、被申立人が武器を所持しているという警察官の疑惑は、彼ら自身の観察からではなく、単に未知の発信者によって未知の場所から発信された電話から生じたもので、警察には情報提供者の知識や信頼性をテストする手段が無かった。ここで問題となっている合理的な疑いとは、個人を特定する傾向だけでなく、その違法性の主張において情報が信頼できるものであることを必要とする。
- 標準的なテリー分析を修正して「銃器例外」を許可する必要があるという主張の採用も拒否する。

2013年のベイリー³⁵⁾では、警察が銃器犯罪の搜索令状を執行する準備をしていた時、アパートの外で監視をしていた刑事が、後に申立人らと判明する2人の男がアパートを出て車に乗り、走り去るのを目撃した。約1マイル追跡して停止させ、申立人を捜検したところ鍵が見つかり、2人とも拘束され、パトカーでアパートに向かったが、搜索チームはすでに銃と違法薬物を発見していた。逮捕後、警察は申立人が持っていた鍵がアパートのものであることを発見した。

連邦地裁での公判で、この拘束はサマーズ及びテリーにより正当化され、排除申立てを却下し、有罪判決を下した。控訴裁も申立却下を支持したが、サマーズのみに依拠し、テリーには触れなかった。

最高裁は、6対3の判断で、本件にはサマーズは適用されない、と判断した。

- サマーズ法理は、搜索場所の直近に限定されており、搜索開始前に、搜索場所を遠く離れた本件の拘束には適用されない。サマーズを占有者が搜索令状の安全かつ効率的な執行に現実的な脅威を与える範囲に限定すること

35) Bailey v. United States, 568 U. S. 186 (2013).

で、捜索に付随する拘禁の範囲がその根本的な正当性に限定されることを保証することができる。

- 申立人を停止させることがテリーの下で合法的であったかどうかは、未解決のまま差戻す。

同年のジャーディンス³⁶⁾では、警察は麻薬探知犬を連れて被申立人宅の玄関ポーチに行き、犬は麻薬の陽性反応を示した。これに基づき、捜索令状を取って宅内を捜索し、マリワナの苗が発見された。州最高裁は、警察が正当な理由に基づかない捜索を行ったとして、証拠を排除した公判の判決を確認した。

最高裁も5対4の僅差ながら原判断を確認した。

- 麻薬探知犬を用いた自宅の調査は、第4修正の意味における捜索であった。第4修正の核心には、「人が自分の家に引きこもり、そこで政府の不当な侵入から解放される権利」がある。自宅の周囲、関連する領域 (curtilage) は、第4修正の目的上、自宅の一部である。玄関ポーチは、家庭生活の活動が及ぶ場所の典型的な例である。警官たちは、この敷地内に無許可で立ち入った。
- 警官の立入りは、明示的にも黙示的にも招かれたものではない。令状を持たない警官も、家の住人と話をするために家に近づくことはできるが、単に調査を行うためだけに領域内に立ち入るといった慣例はない。

テリー・ストップは、日本の警職法からすれば要件は仮に同等としても効果はホールド・アップに捜検と相当に強い。これは以前ノック・アンド・アナウンスでも触れた、「銃器が日常的にある国」を如実に表している。サマーズの強制的隔離も同様の文脈で語られる。一方でJ.L. やベイリーのように、既存の法理を安易に拡張しないような工夫も見て取れる。

なお、警察官の眺めうる範囲での異変を緊急状況とすることはかなり広範に

36) Florida v. Jardines, 569 U. S. 1. (2013).

認める一方で、住宅の「周辺」での、いわば道具としての麻薬探知犬の使用を「搜索」として緊急状況から外す、というジャーディンスの判断にはかなり違和感を感じることを付記しておく。

7. お わ り に

私が松山大学に来るきっかけとなった業績の一つは、注に挙げたノック・アンド・アナウンスを題材としたものであり、面接の際には妹尾教授とお会いしている。退職記念論文集の題材にこれを選んだのは意図半分、偶然半分とはいえ、時の移り変わりを実感する。妹尾教授のこれまでの本学への貢献に最大限の贅辞を贈るとともに、今後のご健康とご活躍を心より祈り、本稿を献ずる。